

令和7・8年度(2025・2026) 白井市学童保育所入所のご案内



この冊子には、学童保育所の入所等に関する重要なことが書いてあります。
必ずお読みいただき、内容をご了承の上、申請の手続きを行ってください。
入所した後も年度中は大切に保管してください。

【問合せ先】

白井市 健康子ども部 保育課 保育係

〒270-1492 白井市復 1123 保健福祉センター3階

TEL：047-497-3488 （内線）5314～5316

学童保育所とは

学童保育所とは、保護者が働いているなどの理由で、昼間学校から帰宅しても保育する人がいない小学校１年生から６年生の児童をお預かりして、児童が安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図るところです。

白井市学童保育所一覧

小学校名	学童保育所名	開設場所	電話番号
白井第一小学校	白井第一学童保育所	校舎内余裕教室	047-492-2877
白井第二小学校	白井第二学童保育所	校舎内余裕教室	047-402-4761
白井第三小学校	白井第三学童保育所	学校敷地内専用施設	047-404-2496
	白井第三第２学童保育所	学校敷地内専用施設	047-402-3487
大山口小学校	大山口学童保育所	学校敷地内専用施設	047-401-1903
	大山口第２学童保育所	学校敷地内専用施設	047-404-8971
清水口小学校	清水口学童保育所	校舎内余裕教室	047-491-3565
南山小学校	南山学童保育所	校舎内余裕教室	047-492-0484
	南山第２学童保育所	(第１・第２一体型)	
七次台小学校	七次台学童保育所	校舎内余裕教室 (別棟校舎)	047-492-6630
池の上小学校	池の上学童保育所	学校敷地内専用施設	047-404-2948
桜台小学校	桜台学童保育所	校舎内余裕教室	047-401-8620

※白井市は学童保育所の運営を民間事業者へ委託しています。

現在の運営委託の期間は、令和３年４月から令和８年３月までとなっていますが、令和８年４月から令和１２年３月まで引き続き同じ事業者が運営を行います。

※白井第三学童、大山口学童については、それぞれ２施設ありますが、申請時点で入所希望施設を選ぶことはできません。入所児童の人数や学年などを考慮し、運営事業者が振り分けることとなります。

開所日・保育時間

	学校登校日	長期休暇・振替休日等の 平日休校日	土曜日
通常保育	放課後から 午後７時まで	午前８時から 午後７時まで	午前８時から 午後６時まで
延長保育 (早朝保育)	—	午前７時３０分から午前８時まで	

休所日

日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日）

※その他、天災、感染症による臨時休校や学校行事等により休所とする場合あり

対象児童

対象児童は、白井市内の小学校に通学^{*}する小学校1年生から6年生の児童、又は市内在住で特別支援学校の小学部に就学している児童のうち、保護者が次のいずれかの場合に該当する児童です。
申請できる学童は、原則通学している小学校に設置されている学童保育所のみとなります。

※市外からの通学者を含む

(1) 保護者が昼間に働いている場合

ア 月に12日以上(週3日程度) イ 1日4時間以上の就労

ウ 帰宅時間が午後3時以降 ⇒ ア・イ・ウの条件をいずれも満たす場合

※上記の条件を満たしていなくても、深夜から早朝の勤務で、日中の時間帯を休養にあてる必要があると認められる場合は入所対象となります。

(2) 保護者が資格取得等のため、専門学校等に通学している場合

※通学日数等については、(1)と同条件

(3) 母親が妊娠中又は出産後間もない場合

※出産月を基準に前2か月の月初及び出産日から数えて57日目が属する月の末日まで

(4) 保護者が疾病、負傷又は心身の障がいを持っている場合

(5) 親族に疾病、負傷又は心身に障がいのある人がいるため、保護者が長期にわたり看護・介護にあたっている場合

(6) 保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合

(7) 育児休業取得中である場合

(8) 求職活動(起業準備や転職を考えている場合) ※2か月間かつ年度内1回のみ

(9) その他、市長が特に必要と認める場合

入所期間

入所を許可された日(原則毎月1日入所)から、最長でその年度の3月31日までとなります。
翌年度4月以降も入所を希望される場合は、新たに申請が必要となります。なお、新1年生の児童についても、入学年度の4月1日から利用可能です。

入所申請手続き

◎申請受付期間

入所月	申請受付期間
令和7年12月	令和7年11月4日(火)～令和7年11月17日(月)
令和8年1月	令和7年12月1日(月)～令和7年12月15日(月)
令和8年2月	令和8年1月5日(月)～令和8年1月15日(木)
令和8年3月	令和8年2月2日(月)～令和8年2月16日(月)
令和8年4月	令和7年11月4日(火)～令和7年12月15日(月)
令和8年5月	令和8年4月1日(水)～令和8年4月15日(水)
令和8年6月	令和8年5月1日(金)～令和8年5月15日(金)
令和8年7月	令和8年6月1日(月)～令和8年6月15日(月)
令和8年8月	令和8年6月1日(月)～令和8年6月15日(月)
令和8年9月	令和8年8月3日(月)～令和8年8月17日(月)
令和8年10月	令和8年9月1日(火)～令和8年9月15日(火)
令和8年11月	令和8年10月1日(木)～令和8年10月15日(木)
令和8年12月	令和8年11月2日(月)～令和8年11月16日(月)

※長期休暇期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの利用については10ページ

◎受付期間・場所◎

◆前年度からの継続入所を希望する児童及びそのきょうだいの4月入所の申請◆

(1) 申請場所

入所している学童保育所・保育課窓口 ※FAX、郵送での提出は受け付けておりません。

(2) 申請受付期間(期限)

〈保育課窓口〉 受付期間：令和7年11月4日(火)～令和7年12月15日(月)

受付時間：8:30～17:15

休日受付：令和7年12月7日(日) 9:00～17:00

〈学童保育所〉 受付期間：令和7年11月4日(火)～令和7年12月5日(金)

受付時間：(平日)放課後～19:00 (土曜日)7:30～18:00

※学童保育所への提出の際、個人情報等について気になる場合は、封入した上での提出も可とします。

※土曜日は時間を変更している場合や開所していない場合もありますので、事前にご確認ください。

◆4月からの新規入所の申請◆(上記以外)

(1) 申請場所

保育課窓口 ※FAX、郵送、学童保育所での提出は受け付けておりません。

(2) 申請受付期間(期限)

上記〈保育課窓口〉のとおり

◆年度途中入所の申請◆【入所は原則毎月1日】

(1) 申請場所

保育課窓口 ※FAX、郵送、学童保育所での提出は受け付けておりません。

(2) 申請受付期間(期限)

入所希望月前月の1日から15日まで(該当日が休日の場合は翌開庁日)

※障がいのあるお子さんや、発達・発育にご心配のあるお子さんの場合は、期限に関わらず、お早めにご相談ください。

◎必要書類◎

(1) 全員提出 ※きょうだいで申請する場合も、児童ひとりにつき1部提出

① 白井市学童保育所入所許可申請書

※申請書において、ご家庭の情報を閲覧することや運営事業者への情報提供、小学校との情報共有、新1年生の場合就学前に在籍していた施設から児童の情報を得ることについて同意いただくこととなりますのでご了承ください。

② 児童の保育ができないことを証明する書類

- ・20歳以上65歳未満の同居者全員の提出をお願いします。

同居者には、同一敷地内別棟の家族や、生計が別でも住居が同一の方も含まれます。証明書等の提出がなされない場合、入所選考調整点(減点)がつきます。

- ・「就労」以外の理由で保育が必要な方は、申請書裏面の入所申立書を必ず記入してください。
- ・児童2人以上の申請をする場合は、2人目以降はコピーで構いません。

入所要件	必要書類
就労※	【指定様式】就労証明書(不規則勤務の場合はシフト表等を添付) (自営業の場合は確定申告書など自営業を行っていることが確認できる書類(開業初年は開業届)を添付)
就学※	在学証明書、時間割のわかるもの
妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
育児休業	育児休業の期間が明記されている就労証明書
疾病・障害	診断書・身体障害者手帳・療育手帳 等
看護・介護	看護や介護が必要な方の診断書
求職活動	必要書類はありません
上記以外の場合	(保育課 事前相談)

※入所要件が就労又は就学の場合については、証明書類の提出は証明日を基準として年度内に1回で構いません。ただし、4月当初利用申請、春季休暇利用申請については、旧年度の提出とみなしますので、新年度に入ってから一度退所して再度利用申請を行う場合は、改めて証明書を取得していただき提出していただく必要があります。

※既に提出している証明書の就労期間が切れている、就労状況が変更されている場合、改めて提出が必要となる場合があります。

※保育園等に通っていて証明書等を提出する場合で学童保育所の申請等にも書類を提出する見込みの場合、あらかじめコピーを取り、そのコピーを学童保育所の申請等に添付してください。

③ 児童調査票

・緊急時連絡先、送迎者、児童の健康状態等を把握するための書類となります。

④ 学童保育所利用に関する同意書

(2) 該当者のみ提出 ※入所選考調整点に影響します

① 就労以外の理由で保育が必要な方 … 入所申立書（入所許可申請書の裏面）

② 障がい等のある児童 … 身体障害者手帳・療育手帳 等の写し

③ 生活保護受給者 … 受給証の写し

④ 学童保育料を滞納している場合 … 児童手当に係る保育料・学校給食費の徴収等申出書

・書類不備等がある場合、申込をお受けすることができない場合があります。

・申込期間（期限）内に提出がなされなかった場合、希望する月からの入所ができないことがありますのでご注意ください。

・4月入所の申請で、学童保育所で申請書を提出された場合は、市保育課が書類を確認し、書類不備等がある場合は市保育課から書類の提出について連絡します。期限内に書類がそろわない場合は、希望する月からの入所ができない場合がありますのでご注意ください。

入所資格の審査・入所許可（不許可）の通知について

提出された書類に基づき、入所資格の審査を行います。また、入所資格のある児童が定員を超過した場合は、入所選考基準（7・8 ページ記載）により、低学年（1年生から3年生）の点数の高い児童から入所調整を行い、余裕がある場合は高学年（4年生から6年生）の入所調整を行います。入所許可（不許可）の結果については、各家庭に郵送で通知いたします。

入所の制限について

以下の事項にあてはまる場合、入所を制限する場合があります。

（1）入所を希望する児童が、日常的に医療行為が必要であるなど、学童保育所における集団保育が困難であると認められるとき。

（2）入所を希望する児童が感染性の疾患を有するとき。

（3）入所を希望する児童の数が定員を超えたとき。

（4）学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。

※本人やきょうだいの学童保育料及び保育所保育料に滞納があるときについても

入所をお断りする場合があります。納付については、必ず窓口にご相談ください。

入所の取り消しについて

以下の事項にあてはまる場合、入所を取り消す場合があります。

（1）入所要件を欠くに至ったとき。

（2）偽りその他不正な手段により、入所の許可を受けたとき。

（3）正当な理由がなく保育料を納付しないとき。

（4）お迎え遅れが多く、注意喚起しても改善されないとき。

（5）学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。

保護者の費用負担について

(1) 保育料

区分	利用時間	保育料
通常保育	放課後～午後 7 時 午前 8 時～午後 7 時（6 時）	月額 9,500 円 ※16 日以降の入所又は 15 日以前の退所の場合 当月利用分のみ 4,800 円
延長保育 （早朝）	午前 7 時 30 分～午前 8 時	（8 月）月額 1,500 円 （8 月以外の月）月額 500 円

※入所期間中は、1 日も利用がない場合でも、利用日数に関わらず、在籍している児童については、原則 1 ヶ月分の保育料を負担していただきます。

※延長保育については、登所時間が午前 8 時より少しでも早まる日がある場合は、延長した時間や回数、申請の有無に関わらず、延長保育料（月額）がかかります。また、申請をしていて実際には利用がなかった場合についても、延長保育料は負担していただきます。

※8 時前に登所してしまい外で待っているような場合、児童の安全を確保するため、施設内に入れて登所したこととさせていただきますのでご了承ください。

【納付方法】 原則口座引き落としになります。

利用月末日※の口座振替

※末日が休日の場合は翌営業日、12 月のみ 25 日

- 口座振替の手続きをしていない方には、入所決定通知に同封して口座振替に関する書類を送付しますので、取引先の金融機関窓口で、**必ず**手続きをしてください。
- 手続き後、振替までには長くて 2 ヶ月程度の時間を要しますので、早めの手続きをお願いします。なお手続きが完了するまでは納付書でのお支払いとなります。納付書は毎月中旬頃に送付します。
- 延長保育を利用している場合は、通常保育と延長保育の保育料を合算して納付していただきます。
- 事前に申請（届出）がなく、緊急的に延長保育を利用した場合などは、各施設から報告された利用実績（※）に基づき、後日送付する納付書によりお支払いください。

※各施設設置の登降所管理システムに記録された登所時刻

- 保育料を滞納した場合、児童手当からの徴収や、学童保育所送迎時に徴収に何うなどの処分を行うことがあります。

(2) 保育料の減免について

保育料は、世帯の所得状況やきょうだいが同時に入所しているなどの理由により、減額又は免除になる場合があります。**減免を受けるためには、必ず申請が必要となります。**

区分	減免率	減免後の保育料（月額）			
		通常保育	延長保育		
			8月	8月以外	
1	生活保護受給世帯	100%	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	約75%	2,400円	400円	200円
3	市民税が均等割のみ課税されている世帯	約50%	4,800円	800円	300円
4	きょうだい同時入所（第2子以降）	約50%	4,800円	800円	300円

《提出必要書類》 保育料減免申請書

※2or3の理由による減免を希望する方で、令和7年1月2日以降に市内に転入した場合は、転入前の市区町村の**市区町村税課税（非課税）証明書**が必要になります。

申請がない場合、減免は適用されません。対象となる場合は忘れずに手続きをお願いします。

◆市民税非課税または均等割のみ課税の方の減免認定期間について◆

課税要件（「市民税非課税」または「均等割のみ課税」）による減免については、令和8年4月から8月利用分までを令和7年度課税状況（令和6年1月～12月の収入状況）、9月利用分からの保育料を令和8年度課税状況（令和7年1月～12月の収入状況）により審査し、認定を行います。9月利用分以降の減免を希望する場合は、再度申請を行う必要がありますのでご注意ください。

※8月利用分までの減免認定を受けている方には、7月～8月頃に申請書を送付いたします。

	令和8年度保育料	
対象利用月	4月分～8月分	9月分～3月分
審査要件	令和7年度課税状況 (R6.1月～12月収入状況)	令和8年度課税状況 (R7.1月～12月収入状況)

おやつ代・教材費など

白井市の学童保育所では、保育料とは別に、おやつ代や教材費及び1日保育時の昼食代等の個人で直接消費するものに係る費用について、利用者みなさまにご負担いただいています。

金額や徴収方法については各学童により異なりますので、詳細については学童に直接お問合せください。 【月額目安】 2,000円程度

学童保育所入所選考基準

番号	類型	細目		摘要	基本点	
1	就労	外勤・内勤・自営	週5日以上	週の就労時間が 35 時間以上である場合	20	
				週の就労時間が 30 時間以上 35 時間未満である場合	19	
				週の就労時間が 25 時間以上 30 時間未満である場合	18	
				週の就労時間が 20 時間以上 25 時間未満である場合	17	
			週4日	週の就労時間が 28 時間以上である場合	18	
				週の就労時間が 24 時間以上 28 時間未満である場合	17	
				週の就労時間が 20 時間以上 24 時間未満である場合	16	
				週の就労時間が 16 時間以上 20 時間未満である場合	15	
			週3日	週の就労時間が 21 時間以上である場合	16	
				週の就労時間が 18 時間以上 21 時間未満である場合	15	
				週の就労時間が 15 時間以上 18 時間未満である場合	14	
				週の就労時間が 12 時間以上 15 時間未満である場合	13	
2	就学又は職業訓練			就学又は技能取得のため保育ができない場合	※類型 1 に準じる	
3	妊娠・出産			母親が妊娠中又は出産後間もない場合	18	
4	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね 1 箇月以上の入院	20
			居宅療養	常時臥床	おおむね 1 箇月以上臥床	18
				精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	16
				一般療養	医師がおおむね 1 箇月以上加療（安静）を要すると診断した者	14
			上記以外で児童の監護が困難であると認められる場合		12	
		障害	児童の保育が日常的に困難と認められる場合 (身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級又は療育手帳 A の 1・A の 2 を所持)			20
			児童の保育が生活上、一部困難と認められる場合 (身体障害者手帳 3 級～6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級又は療育手帳 B の 1・B の 2 を所持)			18
		5	病人の看護等	看護介護付添	居宅外	おおむね 1 箇月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合
居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合				18	
				その他の病人等の介護等で児童の監護が困難であると認められる場合	12	
6	家庭の災害			震災、火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合	20	
7	その他	求職活動		求職又は開業予定のため日中外出を常態としている者	10	
		育児休業		育児休業期間中である者	10	
		その他		上記類型に類する状態にある者	※類する項目に準じる	

備考

- 1 父母それぞれの基本点数の合算を、入所申請児童の基本点数とする。ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と 20 点との合算を入所申請児童の基本点数とする。
- 2 複数の要件に該当する場合は、生活に占める割合の高い要件を採用する。

学童保育所入所選考調整点			
	番号	条件	調整点
学年	1	第1学年	10
	2	第2学年	8
	3	第3学年	4
	4	第4学年	2
世帯の状況	5	両親不存在、ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯	3
	6	生活保護法による被保護世帯	2
	7	生計中心者が解雇、倒産により生計維持のため就労を要する場合	2
	※8	65歳未満の同居の親族その他の者が保育できる場合	-2
	9	勤務の都合で保護者の一方が単身赴任の場合	1
	10	産後休暇又は育児休業が終了し職場に復帰する場合	1
状況 就労	11	就労内定のうち、就労開始時期が未定の場合	-2
きょうだい	※12	きょうだい2人以上で同時に入所申請をしている場合	2
	※13	既にきょうだいが入所中であり、そのきょうだいが新規入所希望の場合	2
その他	※14	心身に障がいがあるなど、特別に支援を要する子どもの保育を希望する場合	4
	※15	入所を希望する児童またはその児童の兄弟姉妹が入所児童又は退所児童であって、これらの者に係る学童保育所の保育料を正当な理由なく、3箇月以上滞納している場合	-10
	※16	入所を希望する児童またはその児童の兄弟姉妹が <u>保育所</u> の入所児童又は退所児童であって、これらの者に係る <u>保育所</u> の保育料を正当な理由なく、3箇月以上滞納している場合	-10
	17	その他市長が特に必要と認める場合	※

※8 同居の親族が65歳未満であっても、保育ができないことを証する書類の提出があった場合は本調整を行わない。

※12・13 該当する1項目のみの調整を行う。

対象児童が第4学年、第5学年及び第6学年のみの場合本調整は行わない。

※14 障害を有する場合は手帳、診断書、その他状況を証する書類のある場合に調整する。

※15・16 申込みの前後に納付し、領収書の写しの提出があった場合は本調整を行わない。

※市長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。

学童保育所入所選考の「基準点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位
① 入所希望児童が心身に障害があるなど、特別に支援を要する児童である
② 入所希望児童がより低学年である
③ 両親不在又はひとり親世帯
④ 保護者が単身赴任
⑤ 市民税所得割課税額の世帯合計が少ない
⑥ 65歳未満の同居の親族その他の者が保育することができない
⑦ 入所を希望する児童又はその兄弟姉妹が、保育所又は学童保育所の保育料を滞納していない

★入所後の注意事項について★

- 開所時間前の登所は児童の安全を確保できませんので、絶対に行わないようにしてください。
- 児童の登所及び降所については、原則的に保護者が責任をもって送迎を行ってください。
保護者による送迎が難しい場合や、学童保育所に登所してから習い事等へ児童だけで行く場合又は定期的に休む曜日がある場合は、必ず「**登所（降所）及び休所に関する届出書**」を各学童保育所に提出してください。提出がなされない場合は、児童ひとりでの登降所は認めることができませんのでご注意ください。
- 学童保育所の管理運営上、開所時間内に必ずお迎えに来てください。閉所時間を過ぎてのお迎えが続いた場合、入所許可を取り消すことがあります。
開所時間内の保護者によるお迎えが難しい場合も、ファミリーサポートセンター等を利用し、必ず開所時間内での降所をお願いします。
- 延長保育を利用する場合は、必ず事前の申請をお願いします。申請無しでの利用は延長保育の実施に支障をきたすこととなります。保育課への申請が間に合わない場合は学童保育所の支援員に利用する旨を伝え、届出書を提出してください。
- 勤務先の週休日等の理由により保育可能な場合は、家庭での保育にご協力ください。
- 就労先の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合は、速やかに保育課まで連絡の上、「**申請事項変更届**」と必要に応じてその内容を証明する書類を、原則 2 週間以内に保育課又は学童保育所まで提出してください。
- 仕事を辞めて求職活動をする場合、前職を辞めてから2ヶ月間は学童保育所の利用が可能です。2ヶ月を過ぎて就労先が決まらなかった場合は、一旦退所し、入所を希望する場合は再度申込みをしていただきます。
- 家庭での保育可能、住所変更等の理由により退所される場合は、学童保育所への連絡と併せて、あらかじめ「**退所届出書**」を保育課又は学童保育所に必ず提出してください。退所届出書の提出がなされない場合、その月の利用がなくても保育料が発生します。
※提出期限（目安）…退所希望日の10日前頃まで
- インフルエンザ等の感染症の拡大により学級閉鎖になった場合、その学級に所属する児童は、拡大防止のため、閉鎖期間が終わるまでは学童保育所の利用はできません。ただし、登校後に早帰りとなった場合、当日の利用は認めます。
- 自然災害による学校の臨時休校・緊急下校の場合で、児童の安全等を確保でき、学童保育所を開所できる状況の時は、職員体制が整う段階で**開所**とする場合があります。
- 土曜日に授業参観や運動会等の学校行事がある場合、学童保育所は**閉所**となります。
（行事が順延になった場合も、行事開催予定だった土曜日は**閉所**）
- 小学校から配布された学習用タブレットについて、学童保育所においての利用は学習の時間に限らせていただきますのでご承知おきください。

長期学校休暇期間のみの入所を希望する方へ (夏休み・冬休み・春休み)

長期学校休暇期間（夏休み・冬休み・春休み）のみの入所を希望する児童※については、希望の学童保育所において定員に余裕がある場合のみ、入所の受付を行います。通年で利用している児童の入所状況によっては、利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

※長期休暇期間中は保護者が午後3時より前の時間に帰宅する場合も利用可能です。

申請受付期間 それぞれの利用期間ごとに申請手続きが必要となります

利用期間	申請受付期間
冬季休暇期間 (2025年12月下旬～2026年1月上旬)	2025年11月4日(火) ～ 11月17日(月)
春季休暇期間 (2026年3月下旬～4月上旬)	2026年2月2日(月) ～ 2月16日(月)
夏季休暇期間 (2026年7月下旬～8月末)	2026年6月1日(月) ～ 6月15日(月)

申請必要書類 通年入所と同様（3ページ参照）

※入所要件が就労又は就学の場合については、証明書類の提出は年度内に1回で構いません。

ただし、4月当初利用申請、春季休暇利用申請については、申請時期が旧年度中のため、旧年度の提出とみなします。新年度に入ってから再度利用申請を行う場合は、改めて提出が必要となります。

保 育 料 金額は利用期間に応じて異なります。お支払い方法は、原則納付書によるお支払いとなりますが、過去に利用実績があり、振替手続きを行っている場合は口座振替となります。また、今後も長期休暇中のみの利用を予定している場合は、口座振替手続きを行うことで、口座振替によるお支払いとすることができます。

(参考) 16日以降の入所 or 15日以前の退所 … 当月利用分 4,800円

夏季休暇期間 → 7月分 4,800円 + 8月分 9,500円 = 14,300円

【病児保育事業】

保育所や幼稚園などに通っているお子さまが、病気（病児）や病気の回復期（病後児）のために保育園などに通園できない場合で、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないときに、一時的にお子さまをお預かりする場です。

- ◆ 白井聖仁会病院（白井市笹塚 3-25-2）2 階 うさぎ保育所
- ◆ 保育日時 平日—8 時 00 分から 18 時 00 分まで 土曜日—8 時 00 分から 13 時 00 分まで
※土曜日利用は金曜日以前から継続的に利用するお子さまのみの預かりとなります。

- ◆ 利用料 1 時間当たり 300 円（ほか、食事・おやつ代 550 円）

※生活保護世帯及び、市民税非課税世帯は利用料免除となるため、免除の可否の確認をされたい方は身分証明書をご持参のうえ、保育課窓口にお越しください。その他の受付は上記、聖仁会病院「うさぎ保育所」となります。

- ◆ お問い合わせ・事前登録

白井聖仁会病院「うさぎ保育所」 070-2656-5671 （月曜日から金曜日）



A series of horizontal dashed lines for writing practice, spanning the width of the page.